

社会保障と税の一体改革と地方財政

沼尾 波子*

要 旨

社会保障・税一体改革は、拡大する社会保障支出に対応しながら財政再建を図ることが目指された改革であるが、この改革が地方財政ならびに地方自治体の行財政運営に与えた影響について考察した。地方財政計画を通じた国から地方への財源保障により、社会保障の充実のための財源は手当てされている。しかしながら、社会保障の自然増分や、消費税による財源手当てのない生活保護や障がい者福祉などについては、見合いの財源確保に向けて地方税改革や交付税原資の見直しのほか、投資的経費や人件費抑制にも結びついた。政府は地域共生社会の実現に向けて、公共私連携を通じた安心安全な暮らしの確保を掲げるが、ニーズの把握、事業者の連携と担い手確保、多様な主体の連携と協働には、情報共有と連携を図るための人材と資源が不足し、見通しも不透明である。地域の経済循環構築のなかで社会保障システムをデザインする必要がある、そのための財源確保が必要である。

キーワード：社会保障・税一体改革，消費税，地方財政，財源保障，公共私連携

社会保障研究 2021, vol.5, no.4, pp.460-477.

I はじめに

人口減少と少子高齢化の進展、そして暮らし方や働き方の変化により、国民の社会保障に対するニーズは多様化・複雑化しながら肥大化してきた。それにともない、国・地方ともに社会保障給付にかかる財源確保は大きな課題となっている。とりわけ地方自治体は現物給付を中心に社会保障の各分野で多くの役割を果たしており、一般会計歳出に占める社会保障関係経費の割合も年々高まっている。本稿では、社会保障と税の一体改革が地方財政もたらした変化について考察すると

もに、これからの社会保障のあり方を見据えながら、自治体の行財政運営の課題について検討する。社会経済構造の変化に対応した社会保障制度のあり方について、地方自治体の機能と役割という視点から考えてみたい。

II 社会保障・税一体改革が目指したもの

1 社会保障・税一体改革の経緯

はじめに社会保障・税一体改革（以下、一体改革）の経緯を確認しておく。

社会保障の充実・安定化とそのための財源確保、そして財政健全化の同時達成を目指す一体改

* 東洋大学国際学部 教授

革は、2008年1月の社会保障国民会議における検討に端を発す。毎年1兆円規模で増加する社会保障給付費の財源確保に向けて、2008年12月24日には「持続可能な社会保障の構築とその安定財源確保に向けた中期プログラム」が閣議決定され、社会保障の機能強化の工程表が示された。また中期プログラムを踏まえて「所得税法等の一部を改正する法律」附則104条において、消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、2011年度までに必要な法制上の措置を講じるとされ、消費税による財源確保の方向が示された。

その後、民主党への政権交代がおり、改革についての検討が進められ、社会保障の個別分野における具体的な改革検討項目が示されるとともに、改革後の社会保障費用の推計が行われた。改革全体を通じて2015年度には社会保障4分野（年金・医療・介護・子育て）について充実に要する額3.8兆円、重点化・効率化により1.2兆円程度の歳出削減となることが目途とされ、機能強化による追加所要額は約2.7兆円と見込まれた。

この推計とともに安定した社会保障財源の確保に向けて、消費税率（国・地方）を5%から10%まで引き上げる方針が示された。増収の5%分（13.5兆円程度）のうち、社会保障の充実に1%（2.7兆円）程度、社会保障の安定化に4%程度（年金国庫負担割合を2分の1拡大に伴う安定財源に2.9兆円程度、後代への負担のつけ回しの軽減に7.0兆円程度、消費税引上げに伴う社会保障支出の増に0.8兆円程度）を充てることとされた。

また、社会保障制度改革推進法が成立したのち、その進捗について、社会保障4分野の講ずべき改革の措置等についてスケジュール等を規定した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（社会保障改革プログラム法）が制定され、社会保障4分野の改革に向けた検討事項とその実施時期、法案提出時期の目途について定められたほか、改革推進体制や地方自治に重要な影響を及ぼす措置に関する地方六団体との協議等についても定められた。この中では、社会保障制度改革に要する財源として消費税率の引上げによる増収分が全額充てられることとされ、

消費税は2014年4月に8%、2015年10月に10%へと段階的に引上げられることとなった。

その後、2014年4月に消費税率は予定通り8%に引き上げられたが、10%への引上げについては、経済状況等を理由として2度に渡って延期された。2019年10月に消費税率は10%とされたが、軽減税率が導入されたほか、「新しい経済政策パッケージ（人づくり革命）」を踏まえた消費税増収分の用途変更がなされ、幼児教育無償化、介護職の処遇改善や待機児童対策が追加されることとなり、いわば財政再建が先送りされた形で今日に至っている。

2 一体改革の理念にみる地方の役割

ここで、社会保障・税一体改革が地方自治体の行財政運営に与えた影響を考えるに際し、以下の3点を確認しておく。

(1) 消費税の国・地方配分割合と地方単独事業第1に、消費税の国・地方配分割合を決定する際に、消費税を通じた財源保障の対象となる事業と、対象とならない事業について線引きが行われたことである。

増大する社会保障給付費の財源を確保し、持続可能な社会保障制度を確立するという目標は、国だけではなく、地方にとっても同様である。消費税率5%引上げによる増収約13.5兆円のうち、地方への配分割合がどの程度となるかが、地方財政運営にとって重要事項であった。

2008年6月の社会保障国民会議中間報告では、社会保障給付費の国・地方負担の状況を示している。そこでは2005年度決算の数値に基づき、統計上把握されていた「社会保障給付費」の国負担が21.1兆円、地方負担分6.5兆円としたうえで、このほかに社会保障給付費に計上されていない地方の社会保障関係給付・サービスなどの支出が7.9兆円に及ぶという数値が示された。

当初、国の財政再建が優先され、消費税は「社会保障給付費」の水準をベースに国・地方で配分する案が示されたが、これに地方が反発し、消費税の配分割合をめぐる地方単独事業の取り扱いに

ついて、議論されることとなった。総務省による地方単独事業についての調査が実施され、総額6.2兆円におよぶ単独事業費とその内訳が示された。その後、地方単独事業のうち消費税増税分の算定対象とする範囲について、国と地方の協議の場での議論をへて、整理が行われた。

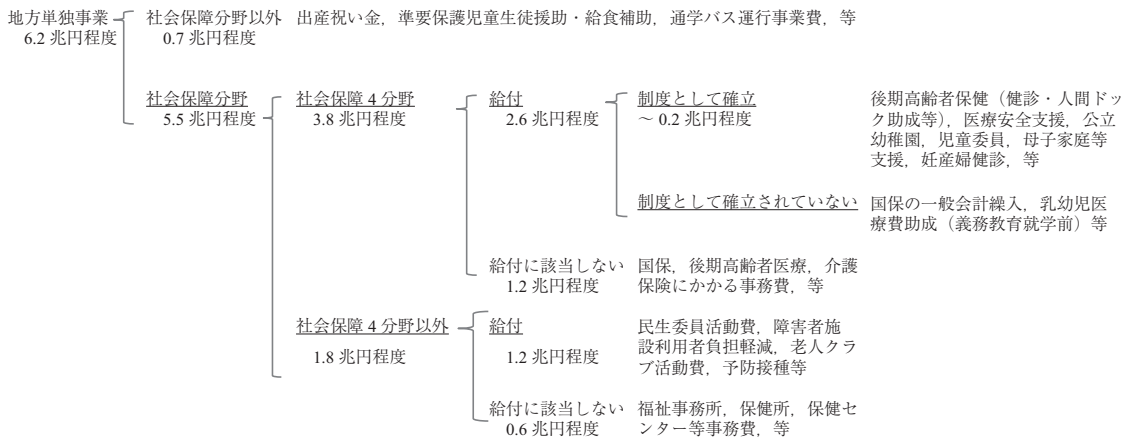
地方自治体が担う社会保障支出には、国庫補助負担をとまなう補助事業と、地方税や地方交付税等の一般財源による単独事業がある。そこで、「社会保障4分野」に属するか、「給付」のための経費か、「制度として確立されているもの」か、という3つの基準により、単独事業の分類が行われた(図1)。また、消費税配分割合への算入にあたっては、「社会保障4経費の分野に則った範囲の社会保障給付」における地方単独事業を対象とすることが基本とされた。さらにこれに「則った範囲」として実施的に、年金、医療、介護、少子化に対処するための施策という4つの政策分野と重複している事業や、一体として評価される事業も含まれることとされ、予防接種、がん検診、乳幼児医療、老人保護措置費等を加えて整理が行われた。

その結果、社会保障4経費の分野のうち、制度として確立しており、社会保障給付費に計上されているものが2012年度の時点で国23.1兆円、地方7.7兆円あるが、それに加えて、地方単独事業分として別途2.6兆円を追加することとし、その比率に応じて、消費税5%分について、国3.46%、地方1.54%を配分することとされた¹⁾。

(2) 消費税の給付費への充当

第2に、消費税の充当は社会保障給付費に限定され、職員人件費等に充当できないこととされた点である。

社会保障費用の安定財源確保に向けて、2008年の中期プログラムでは、国民の安心強化の3原則として「中福祉・中負担の社会を目指す」「安心強化と財源確保の同時進行を行う」「安心と責任のバランスの取れた安定財源の確保を図る」としており、国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を主要な財源として確保することが謳われた。中期プログラムではさらに、この消費税収につい



※下線は算入対象とされたもの(ただしすべてを含むものではない。)

資料：総務省(2012)「社会保障地方単独事業の分類」をもとに作成。

図1 社会保障地方単独事業費の分類

¹⁾ この地方単独事業費2.6兆円という水準については、対象となる社会保障4経費とされた3.8兆円と、「則った経費」として追加される0.5兆円を加えた4.3兆円をもとに、これに事務費及び事務職員人件費等と除外するために80%を乗じ、さらに一般財源総額に占める基準財政需要額の割合となる「標準的な行政水準」の割合75%を乗じて算出されたものである。

て「確立・制度化した社会保障の費用に充てることにより、すべて国民に還元し、官の肥大化には使わない」とした。そして予算・決算において消費税収と社会保障費用の対応関係を明示するとともに、全税収を確立・制度化した年金、医療及び介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に充てるとされた。既にみたように、確立・制度化した給付という点については広めの解釈がなされたが、社会保障の充実にかかる増収分は国民への給付に充てるという考え方が貫かれており、給付等にかかる職員人件費等への充当は認められていない。後述するように、このことはさまざまな福祉の現物給付を担う自治体の運営体制に大きな影響を与えている。

(3) 多様な主体の参加を通じた全世代の参加保障

第3に、それまで高齢者中心の保障だった日本の社会保障の形を全世代型にすることとあわせて、多様な主体の参加により、縦割りを越えた自助・共助・公助の仕組みを構築するとされた点である。

2010年の「社会保障改革に関する有識者検討会」報告書では、社会保障の3つの理念と5つの原則²⁾が示された。この理念と原則は、社会保障・税一体改革法のなかにも受け継がれており、「有識者会議で示された3つの理念、5つの原則を踏まえつつ、より受益感覚が得られ、納得感のある社会保障の実現を目指し、国民皆保険・皆年金を堅持した上で、給付と負担のバランスを前提として、それぞれにOECD加盟先進国の水準を踏まえた制度設計を行い、中規模・高機能な社会保障体制を目指す」とされた。

ここで留意すべきは、限られた財源を効率的に活用しながら、全国的に必要な社会保障給付を切れ目なく全世代に提供できる体制を構築するというナショナルミニマム保障の考え方と、支援型

サービス給付の分権的・多元的な供給体制の構築により、「地域や個人の多様なニーズに的確に対応できるよう、地方の現場における経験や創意工夫を取り入れた各種サービスのワンストップ化など」を図るとする分権型システムの構築という2つの方向性が混在した形で示されたことである。その両立のための財源確保が課題となっている。

III 社会保障・税一体改革とマクロの地方財政

1 地方財政計画にみる国から地方への財源保障

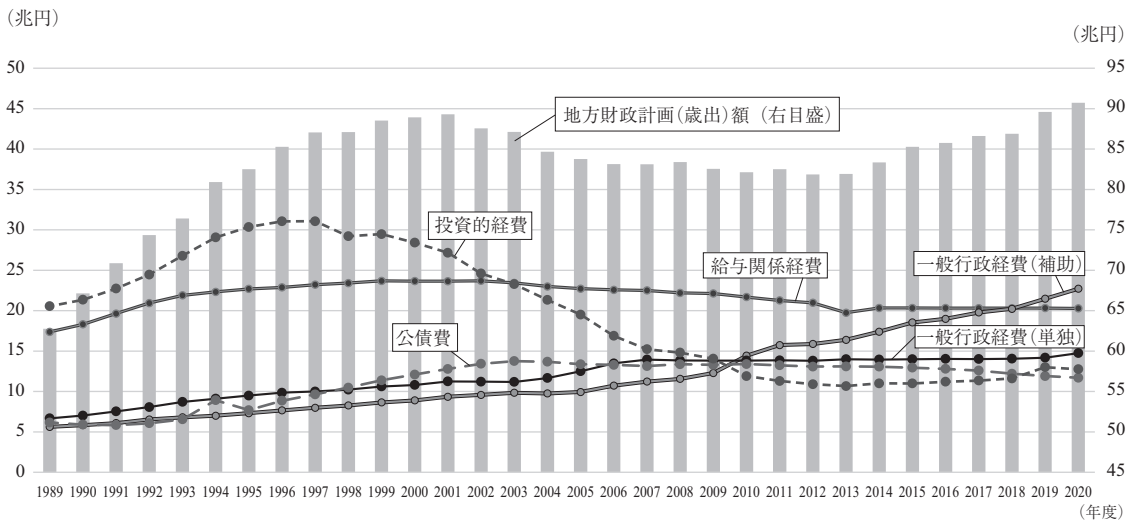
では、一体改革は地方財政にどのような影響を与えたのだろうか。はじめに地方財政計画を確認し、国の財源保障の状況を確認することとする。

地方財政計画とは、次年度の地方全体の歳入と歳出の総額の見込額を記載したものであり、これにより、地方交付税との関連において地方財源の総額を確保するとともに、地方自治体に対して行財政運営の指針を示すこと、国の財政経済政策の参考に資するものとされる。地方財政計画に計上された歳出については、見合いの財源手当てが行われることとされ、国から地方へのマクロベースの財源保障について確認することができる。

(1) 2000年代の行政改革と地方財政

図2は、地方財政計画における歳出総額とその内訳の推移を示している。地方財政計画（歳出）額は、2001年度の89.3兆円をピークに2012年度の81.9兆円まで減少している。この時期は、小泉内閣の下で構造改革が行われ、いわゆる三位一体改革や市町村合併が進められた時期でもある。特に投資的経費が大幅に削減となったほか、給与関係経費についても、縮小されている。民営化等の行政改革³⁾が進行し、社会保障の分野においても、介護保険制度の導入による民間事業者など多様な主体の事業参入、障害者福祉における自立支援制度、公立病院改革におけるPFI等の導入などが図

²⁾ 社会保障の3つの理念とは、参加保障、普遍主義、安心に基づく活力であり、5つの原則とは、①切れ目なく全世代を対象とした社会保障、②未来への投資としての社会保障、③地方自治体が担う支援型のサービス給付とその分権的・多元的な供給体制、④縦割りの制度を越えた、国民一人ひとりの事情に即しての包括的な支援、⑤次世代に負担を先送りしない、安定財源に基づく社会保障、である。



資料：総務省（各年度）『地方財政白書』をもとに作成。

図2 地方財政計画額（歳出）とその内訳の推移

られている。多様な主体の参入とともに、競争原理の導入を通じてサービスの効率化が期待された。この間、地方自治体の総職員数は大幅に減少し、限られた職員数で、増大する行政需要に対応する必要が生じている⁴⁾。

(2) 一体改革期の地方財政

いっぽう、一体改革を通じた社会保障の充実が行われる2014年度以降、地方財政計画額は年々増大し、2020年度には90.7兆円まで増大する。図2から歳出内訳の推移をみると、2014年度以降、投資的経費は横ばいから微増、公債費は公共投資減少の影響もありやや減少傾向にある。一般行政経費（単独事業費）については15兆円程度でほぼ横ばい、給与関係経費は減少傾向で推移している。これに対し、急増するのが一般行政経費（補助事業費分）である。国庫補助に裏付けられた一般行政経費の増大は、社会保障関連の支出による

ものが大きい⁵⁾。

図3は、地方財政計画の歳入総額とその内訳の推移を示している。地方財政計画はあくまでも計画額であり、歳入の見込みを示したものであるが、2012年度以降、地方税収入の増加と社会保障関連の国庫支出金が増加している。これらの財源を通じて、増大する一般行政経費等を賄うというスキームが見てとれる。

(3) 「一般財源総額確保ルール」と社会保障の充実

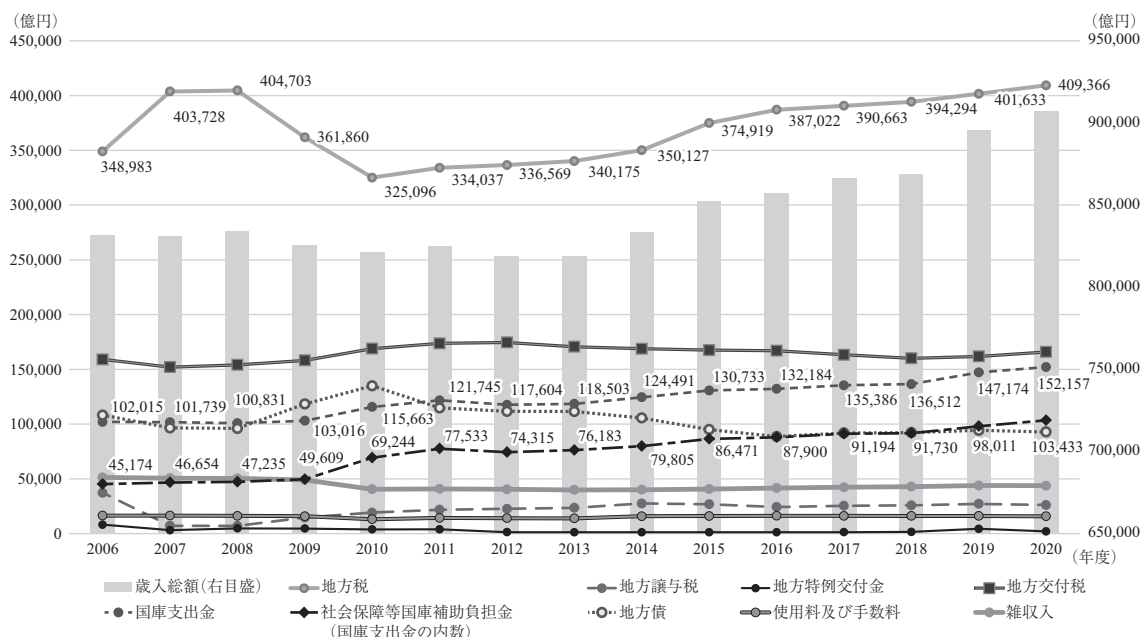
地方財政計画の規模は、国・地方の財政運営のあり方と深く関わりを持つ。国の一般会計では、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の改善という財政再建目標の達成に向けて、当面の財政運営において基礎的財政収支対象経費を対前年度比で据え置くこととされた。

いっぽう地方財政運営については、民主党政権

³⁾ 2005年の総務省「地方公共団体における行政改革のための新たな指針」では、自治体に対し、数値目標による定員の管理、給与の適正化、事務・事業の民間委託の推進などを主な内容とする「集中改革プラン」の作成が求められ、行政の簡素化・合理化のための対策として、経費・人員削減、事務事業の見直し、組織・機構の統廃合、外部委託など、削減型の改革が図られてきた。

⁴⁾ 1994年に約328.2万人だった地方自治体の職員数は2012年に276.9万人にまで落ち込み、その後も2016年の273.7万人まで削減が続いた。以後、ほぼ横ばいの状況が続き、2019年には274万人となっている。

⁵⁾ 2020年度には、地方向け補助金等のうち約75%が社会保障関係の補助金・負担金・交付金である。



資料：総務省（各年度）『地方財政白書』をもとに作成。

図3 地方財政計画額（歳入）の推移

下で、地方財政計画における一般財源総額確保ルールが定められた。ここでいう一般財源とは、国庫支出金などの用途が特定された財源以外で、地方税、地方交付税、地方譲与税や地方特例交付金等によって賄われる財源を指す。一般財源総額確保ルールとは、地方財政計画上、地方の一般財源総額については、2012年度の地方財政計画の水準を下回らないように実質的に同水準を確保するというものである。言い換えれば、地方一般財源の水準については、2012年度の水準より大幅に減ることはないが、「見合いの追加財源がない限り大きく増えることもない」ということでもある[小西(2019)]。したがって、社会保障支出の増分についても、消費税増収分が確保できれば一般財源は増えるが、それ以外には、たとえ高齢化が進むことで給付費が増大しても、一般財源の増額は期待できない可能性があることを意味する。

実際に一体改革では、消費税率の10%への引上げは2度先送りされたが、それに伴い社会保障制度改正の時期も先送りされており、財源と一体的な運用が図られている。税率引上げが延期された

2015年度の場合には、財源が増えないなかで、施策に優先順位をつけて取り組むこととされ、「子ども・子育て支援の充実」、「医療・介護サービス提供体制改革の着実な実施」、「国民健康保険の財政支援の拡充」が優先して実施されている。

表1は、一連の社会保障充実分の項目とそれに対する財政措置の推移を示している。社会保障の充実確保に充当できる財源は消費税率が10%となった2020年度の時点で、税率1%分の2.8兆円程度とされていた。表1から、子ども子育て支援の充実で0.7兆円、医療・介護で1.5兆円程度、年金で0.6兆円程度とされており、地方分は全体で0.89兆円程度とされており、それに沿った規模となっている。

[小西(2020)]は、2014年度以降の地方財政計画の一般財源総額の対前年度比での増額分が、「社会保障の充実」やその後に追加された「新しい政策パッケージ(人づくり革命)」にかかる地方負担分の増加(一般財源ベース)とほぼ見合っていることから、充実分について、財源保障がなされていると論じる。他方で、高齢化の進展に伴う社

表1 「社会保障の充実」分の推移

	2014年度		2015年度		2016年度		2017年度		2018年度		2019年度		2020年度	
	予算	(地方分)	予算	(地方分)	予算	(地方分)	予算	(地方分)	予算	(地方分)	予算	(地方分)	予算	(地方分)
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	2,915	1,568	4,844	2,649	5,593	3,074	6,526	3,541	6,526	3,541	6,526	3,541	6,526
	社会的養育の充実	80	40	283	142	345	173	416	208	416	208	474	237	474
	育児休業中の経済的支援の強化	64	8	62	6	67	11	17	6	17	6	17	6	17
	新子育て安心プランの実施													
	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等													
	・地域医療介護総合確保基金(医療分)			904	301	904	301	904	301	934	311	1,034	345	1,194
	うち地域医療構想の実現を図るための病床機能再編支援													
	・診療報酬改定における消費税財源等の活用分	353	105	392	115	422	124	442	129	473	138	476	139	602
	・新たな財政支援制度の創設	544	181											
	地域包括ケアシステムの構築	43	22											
医療・介護サービスの提供体制改革	・地域医療介護総合確保基金(介護分)			724	241	724	241	724	241	724	241	824	275	824
	・平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分(介護職員の処遇改善等)			1,051	520	1,196	592	1,196	592	1,196	592	1,196	592	1,196
	・在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など			236	118	390	195	429	215	434	217	534	267	534
	地域支援事業の充実													
	医療情報化支援基金													
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	612	612	612	612	612	612	612	612	612	612	612	612
	国民健康保険への財政支援の拡充			1,864	832	2,244	832							
	・低所得者数に応じた自治体への財政支援													
	・保険者努力支援制度等													
	・財政安定化基金の造成							1,100	0	160	0			
・上記以外の財政支援の拡充							2,464	832						
医療・介護保険制度の改革	被用者保険の拠出金に対する支援			109	0	210	0	700	0	700	0	700	0	700
	70歳未満の高額療養費制度の改正	42	5	248	31	248	31	248	31	248	31	248	31	248
	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化			221	110	218	109	221	111	246	123	900	450	1,572
	介護保険保険者努力支援交付金													200
	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	298	172	2,048	1,154	2,089	1,044	2,089	1,044	2,089	1,044	2,089	1,044	2,089
	年金受給資格期間の25年から10年への短縮							256	10	644	26	644	26	644
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	10	0	20	0	32	0	44	3	50	3	61	4	68
	年金生活者支援給付金の支給													
	合計	4,962	2,713	13,620	6,833	15,295	7,340	18,388	7,877	18,659	7,927	21,930	8,402	27,111

注：金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。
出典：厚生労働省資料をもとに作成。

(億円)

会保障支出の自然増や、地方が独自に実施する単独事業等について、見合いの財源が確保できるかどうかは分からない。確かに消費税率引上げ分のうち1.54%相当分は地方財源として配分されるが、これは2012年度における国と地方の協議の場での議論を踏まえた配分割合である。その後もこの1.54%分で、地方における社会保障支出の自然増分等を賄うことができるとは限らないためである。

(4) 地方の一般財源確保策

このように、地方財政計画では「一般財源総額確保ルール」が設けられ、さらに消費税率引上げ分の財源は社会保障4経費へ充当することとされた。その結果、毎年度の地方財政計画策定では、高齢化に伴う給付費の自然増分や社会保障4経費以外の支出、すなわち生活保護費、障がい者支援等の需要額に対し、見合いの財源を確保することが、他の支出項目の抑制とともに模索されてきた。

歳入確保では、2014年度から2020年度にかけて、地方財政計画上で、社会保障の自然増分を含め、地方の一般財源総額を確保する方法としてさまざまな手法が用いられた。

① 地方税の見直し

第1に、地方税の改革を通じた水準超経費の抑制である。人口や企業の東京一極集中などを背景に、地方税のなかでも法人二税（法人事業税・法人住民税）の偏在性は大きい。その結果東京都など一部の自治体に相当額の水準超経費⁶⁾が生じていた。水準超経費とは、一般的な行政水準を超えて自治体が使えらる余剰財源のことである。国・地方をあげて財政状況が厳しい状況下では、東京都

など特定の自治体に税収が偏り、水準超経費が発生する状況を見直しその財源を、財政力の弱い自治体の標準的な行政サービスを賄う支出に充当できるよう、偏在性が高い地方法人二税の譲与税化、交付税原資化を行う改革が進められた。

一体改革以前の2008年度には、法人事業税のうち約2.6兆円分を地方法人特別税として国税化し、地方法人特別譲与税として2分の1を人口、2分の1を従業者数で按分して配分することとされた。その結果、水準超経費の縮小によって生み出された4000億円（2011年度は3000億円）が、2011年度までの間、交付税原資として計上された。これは税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税法体系の構築が行われるまでの間の措置とされ、消費税率引き上げの時点で廃止された。

いっぽう2014年度税制改正には、消費税率8%引上げと同時に、法人住民税法人割について税率4.4%相当分を地方法人税として国税化し、普通交付税原資に充てる制度改正が行われた。2019年度の消費税率10%への引上げ時には、偏在性は正の観点から、地方法人税率は10.3%まで引き上げられている。

さらに、地方消費税の都道府県への清算基準についても見直しが行われた⁷⁾。地方消費税は、税収の一定割合が①各都道府県の小売年間販売額とサービス業対個人事業収入額の合算額（消費額としての位置づけ）、②各都道府県人口、③従業者数に応じて按分計算により各都道府県に配分されていた。これが2015年度以降、人口基準の拡大と従業者基準の縮小が進み、2018年度には、消費額を基準とする配分割合が50%、人口を基準とした配分割合が50%となるよう改正が行われ、従業者基準は廃止された。県境をまたいだ消費に対し、消

⁶⁾ 地方自治体に地方交付税を配分する際、標準的な行政サービスを担うのに必要とされる基準財政需要額から、標準的な税収の75%（＝基準財政収入額）を差し引いた額を基準に、普通交付税額が算定される。標準税収の25%分は留保財源とされ、基準財政需要額のなかで十分に算定できていない歳出等に充当することが見込まれるものである。ところが交付税不交付団体の場合、基準財政需要額を上回る水準で税収が上がることから、留保財源を上回る「余裕」財源が生じることとなる。これが水準超経費といわれるものである。

⁷⁾ 2014年度までは税収の75%相当分が各都道府県の小売年間販売額とサービス業対個人事業収入額の合算額（消費額としての位置づけ）、12.5%相当分が各都道府県人口、12.5%相当分が従業者数に応じて按分計算により各都道府県に配分されていた。これが2015年度にはそれぞれ75%、15%、10%へ、2018年度には50%、50%、0%とされた〔中里（2018）〕。

費税は消費者の居住地に帰属すべきとする考え方によるものだが、地方消費税は社会保障に充当する財源であることから、人口に応じた配分割合を拡大することが望ましいとする指摘もある。また都道府県から市町村に対する5%増税分の地方消費税交付金は、全額が人口を基準として配分されている。このように地方消費税は、消費額を基準とした配分から人口を基準とした配分割合を増大しながら譲与税化している。

以上のように、一連の地方税改革を通じた地方税の偏在是正と、水準超経費の縮減により、総額としての地方財源確保が図られてきた。しかしながら、こうした地方税の地方譲与税化ともいえる税制改正は、地方の課税権を損ねるものでもあり、地方自治体の租税政策の実効性を縮小させるものとなっている。

② 地方交付税率の見直し

第2に、地方交付税率の見直しである。2015年度に、交付税原資の安定性の向上・充実を図るため、法定率の見直しが行われ、地方交付税原資は所得税の32%から33.1%、法人税の34%から33.1%、酒税の32%から50%と変更され、たばこ税が除外された。

③ その他の一般財源確保策

このほかにも、各年度で、所要一般財源の確保に向けた対応が図られてきた。表2は、地方の財

源不足に対する地方財政対策の推移を示している。

地方の財源不足に対し、国が一般会計から加算を行い補填するのが「一般会計加算」である。これに対し、自治体が起債により財源調達するのが「臨時財政対策債（臨財債）の発行」である。2014年度以降、一般会計加算も臨財債発行額も減少傾向にある。特に臨財債は2019年度より新規発行分がなくなった。

その他には、地方交付税特別会計から国への元利償還の繰延が行われている。過去に地方交付税総額を確保するために、地方交付税特別会計借入によって地方交付税財源が調達されていたが、その償還については国と地方とで折半することとされており、計画的な償還が求められてきた。この償還を延期することで、必要財源を確保する対応が採られている。また、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用も行われた。地方公共団体金融機構では、業務を将来にわたり円滑に運用するために必要な準備金を上回る準備金は、国に帰属させることが法定されている。この資金を国に帰属させ、これを地方交付税原資に充当することで財源を確保している。

このように、社会保障支出は増大しているにもかかわらず、近年では地方の財源不足額について起債等による財源調達が減少している。消費税増

表2 地方財政対策における財源不足補填の状況（単位：億円）

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
一般会計加算	54,176	41,186	21,155	8,283	12,958	7,022	2,633	5,187
既往法定分	8,231	8,648	4,326	5,536	6,307	5,367	2,633	5,187
臨時財政対策加算	36,054	26,438	14,529	2,747	6,651	1,655		
別枠加算	9,900	6,100	2,300					
財源対策債の発行	8,000	7,800	7,800	7,900	7,900	7,900	7,900	7,700
臨時財政対策債の発行	62,131	55,951	45,249	37,880	40,453	39,865	32,568	31,398
既往償還分	26,086	29,513	30,720	35,133	33,802	38,210	32,568	31,398
新規発行分	36,045	26,438	14,529	2,747	6,651	1,655		
その他	8,500	1,000	4,000	2,000	8,400	6,995	1,000	1,000
国税決算積算分の先送り						2,245		
交付税特別会計償還先送り					1,000			
交付税特別会計余剰金活用	2,000	1,000	1,000		3,400	750		1,000
公庫償還金利変動準備金の活用	6,500		3,000	2,000	4,000	4,000	1,000	
合計	132,808	105,938	78,205	56,063	69,710	61,783	44,101	45,285

資料：総務省（各年度）「地方財政計画」をもとに作成。

表3 社会保障の充実と自然増の圧縮

	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度
社会保障の充実	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援の充実 社会的養育の充実 育児休業給付の強化 地域医療介護総合確保基金(医療分)の創設 地域支援事業(認知症施策等)の充実 高額療養費の見直し 難病・小児慢性特定疾病の医療費助成 遺族年金の父子家庭への拡大 診療報酬本体改定 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援新制度の創設 社会的養育の充実 地域医療介護総合確保基金(介護分)の創設 地域支援事業の充実 国保の財政支援の拡充 被用者保険の支援拡充 介護報酬改定 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援新制度の充実 社会的養育の充実 地域支援事業の充実 国保の財政支援の拡充 被用者保険の支援拡充 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援新制度の充実 社会的養育の充実 地域支援事業の充実 国保の財政支援の拡充 被用者保険の支援拡充 年金受給資格期間の短縮 	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療介護総合確保基金(医療分)の増額 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的養育の充実 地域医療介護総合確保基金(医療分)の増額 医療情報化支援基金の創設 地域医療介護総合確保基金(介護分)の増額 地域支援事業の充実 介護保険料の更なる軽減強化 年金生活者支援給付金の支給 	<ul style="list-style-type: none"> 診療報酬における救急病院の勤務医の働き方改革への特例的な対応 勤務医の働き方改革の推進のための地域医療介護総合確保基金(医療分)の増額 国保の保険者努力支援制度の強化 介護保険保険者努力支援交付金 医療情報化支援基金
自然増の圧縮(目安対応)	<ul style="list-style-type: none"> 薬価改定 7対1入院基本料の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 介護報酬改定(適正化分) 協会けんぽ国庫補助特例減額 	<ul style="list-style-type: none"> 薬価改定等 協会けんぽ国庫補助特例減額 	<ul style="list-style-type: none"> オプジーボ薬価引下げ 高額療養費の見直し 後期高齢者の保険料軽減特例の見直し 介護納付金の総報酬割の導入 協会けんぽ国庫補助特例減額 	<ul style="list-style-type: none"> 薬価制度の抜本改革、薬価改定等 	<ul style="list-style-type: none"> 介護納付金の総報酬割の拡大 薬価改定等 生活保護基準の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 介護納付金の総報酬割の拡大 薬価改定等 生活保護基準の見直し
	▲1,700億円	▲1,700億円	▲1,700億円	▲1,400億円	▲1,300億円	▲1,300億円	▲1,300億円

資料：厚生労働省(2020)『厚生労働白書』より。

税分の収入や、一連の地方税制改正等を通じて、マクロでみた地方の財政状況は改善したとみることもできる。

(5) 歳出抑制

税収が増加すれば、社会保障給付費の増を吸収することは可能となるが、必ずしもすべてを賄うことができるとは限らない。また、消費税の税率引上げ分は、社会保障4経費へ充当することとされ、生活保護制度や障がい者福祉などを対象としていない。さらに、高齢化等に伴う社会保障の自然増などもあり、一体改革に含まれない社会保障給付の増を賄うには限界もある。生活保護における自立支援プログラムの推進や不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化や、生活困窮者自立支援制度の創設による就労支援策の強化などの運営費を捻出する必要もある。そこで増大する社会保障支出を賄うための財源確保に向けてさまざまな対応が図られてきた。その1つは、社会保障制度改革の枠組みの中で支出抑制を図り、支出の

自然増を圧縮する方法であり、もう1つは公債費や人件費などの抑制で対応する方法である。

表3は、毎年度の社会保障の充実と支出抑制に向けた制度改正項目を示している。薬価改定、介護報酬の改訂、介護納付金の総額報酬制度の見直し、生活保護基準の見直しなどが行われていることがわかる。

他方で、投資的経費や人件費の抑制も図られている。図2で見たように2000年代以降、自治体では、歳出抑制策としてインフラ長寿命化を図ることで維持更新投資を抑制したり、民間施設を活用することで投資的経費の抑制を図ってきた。しかしながら、すでに社会保障給付の増加分を投資的経費の圧縮で吸収できる状況にはなくなっている。また、地方公務員の定数削減などによる人件費削減で対応しているところもあるが、人事院勧告による人件費増や、2020年度より始まった会計年度任用職員制度⁸⁾を含め、今後は人件費の増加も見込まれており、厳しい財政運営が続くと考えられる。

(6) 歳出特別枠とまち・ひと・しごと創生事業費

最後に、地方自治体の一般行政経費を考える上で、歳出特別枠とまち・ひと・しごと創生事業費についてみておくこととする。先述のとおり、高齢化に伴う自然増や、自治体が独自に行う単独事業費、さらにはこれらの施策を担うための追加的な人員や専門職を雇用するための人件費に紐づいた特定財源があるわけではない。そのための一般財源の手当てが課題とされるが、こうした特定の支出と紐づいていない項目として、地方財政計画における歳出特別枠等がある。

歳出特別枠とは、2008年のリーマンショック後の地方の経済・雇用情勢の悪化等を踏まえた緊急時の景気対策として、地方財政計画の歳出に、通常の費目とは別に臨時的な費目として計上された項目で、2017年度まで続いた。いっぽう、まち・ひと・しごと創生事業費は一般行政経費（単独）分として計上されているもので、歳出特別枠ではないが、政府のまち・ひと・しごと創生総合戦略を推進するための経費とみることができる。地方創生関連の事業には、人口減少対策や若者の仕事と暮らしを支える事業などが含まれており、社会

保障関連の施策や事業と重なるところも少なくない。地方創生総合戦略の基本目標⁹⁾は、社会保障政策と重なるところも多い。自治体が策定する地方版総合戦略においても、おおむねこの目標を取り入れており、子育て支援をはじめとする施策が推進されている。

歳出特別枠は地域活性化や雇用創出等にかかる費目とされ、需要額の算定にあたっては、取り組みの必要度と成果の指標が設けられている。[小西(2019)]は「雇用創出や地域活性化のための歳出枠の確保という目的もさることながら、実態的には一般行政経費の地方単独事業の別動隊とみることもできる」と論じる。また、[飛田(2018)]は、2014年度に非常時モードから平時モードへと切り替わるなかで、歳出特別枠が、まち・ひと・しごと創生費へとシフトしながら、地方の一般単独事業を賄う財源を確保していると説明する。

表4は歳出特別枠等の推移を示している。2009年度以降、歳出特別枠は少しずつ形を変えながら、自治体の地域振興や人件費などの財源を賄うバッファーとしての機能を担ってきたと考えられる。

以上のように、社会保障制度改革による新たな

表4 歳出特別枠等の状況

(億円)

	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
地方再生対策費	4,000	4,000	4,000	3,000									
地域雇用創出推進費		5,000											
地域活性化・雇用等臨時特例費			9,850										
地域活性化・雇用等対策費				12,000									
地域経済基盤強化・雇用等対策費					14,950	14,950	11,950	8,450	4,450	1,950			
地域の元気創造事業費							3,500						
その他経費充実		5,000	5,000										
給与臨時特例対応分						8,523							
まち・ひと・しごと創生事業費								10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
地域社会再生事業費													4,200

※網掛けが「歳出特別枠」である。

資料：総務省（各年度）「地方財政計画」をもとに作成。

⁹⁾ 会計年度任用職員制度とは、地方自治体における臨時・非常勤職員の任用要件の厳格化に伴って創設されたもので、当該職員は、常勤職員と同様に給料や手当の支給対象となる。

⁹⁾ 地方創生総合戦略の基本目標は、①地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする、②地方への新しいひとの流れをつくる、③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する、となっている。

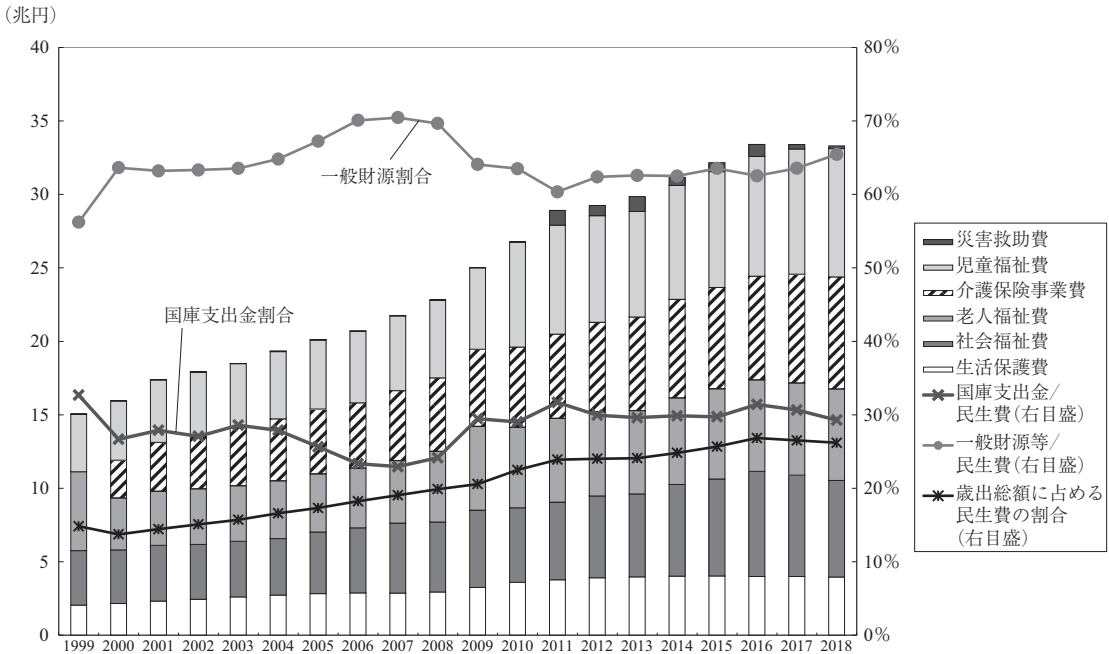
施策や事業の推進とあわせて、高齢化の進展等とともに歳出の自然増分を含め、地方財政計画ならびに地方財政対策により、見合いの財源を確保するための制度改正が行われてきた。しかしながら、地方税の偏在是正を通じた財源確保に向けて、地方税制の見直しが行われたことで、自治体の課税権は縮小する傾向にある。また、投資的経費の縮小と、それに伴う公債費の減少、さらに人件費の縮小が進んだことがわかる。さらに、歳出特別枠やまち・ひと・しごと創生事業費が、社会保障給付を支える自治体の行財政運営にかかる費用を下支えしている。人口減少時代の持続可能な地域づくりを考える上で、社会保障財源の確保に軸足を置いた行財政運営の在り方が問われている。

Ⅳ 一体改革による自治体行財政運営の課題

1 社会保障における地方自治体の役割と財政次に、一体改革を通じた自治体の財政状況について確認しておくこととする。

図4は、地方自治体における民生費等¹⁰⁾の推移と項目別構成を示している。2000年以降、民生費等の増加が続き、地方の歳出総額に占める民生費の割合も2000年の13.7%から2018年度の26.2%へとシェアを2倍近く伸ばしている。また2008年度の子ども手当制度の導入や、2014年度以降の子ども・子育て支援施策の充実により児童福祉費の支出割合が増大する。

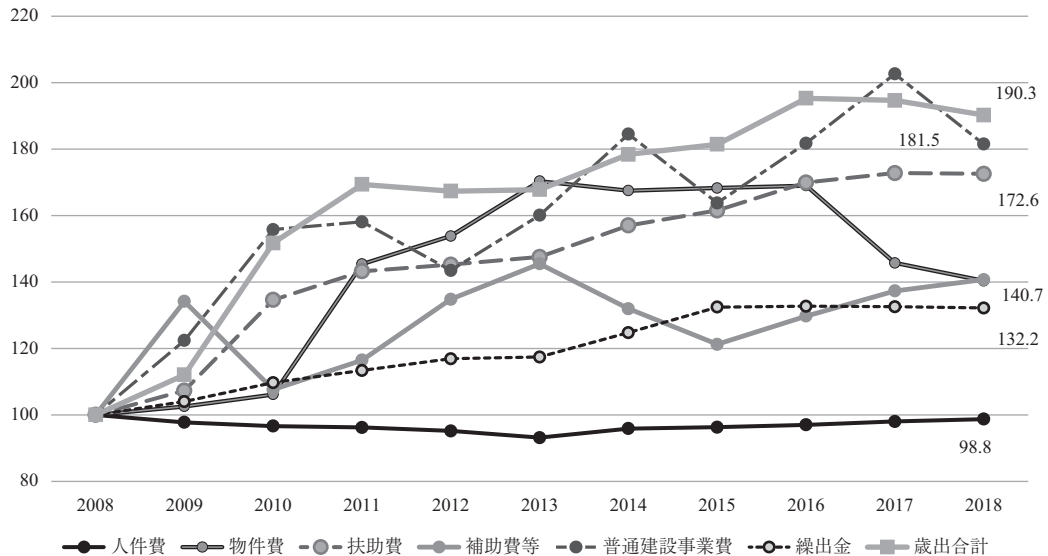
また、民生費の充当財源割合をみると、2008年度以降、国の経済対策や子ども手当制度の創設、



※ここでいう民生費等とは、民生費に介護保険事業費を加えたものである。
 ※介護保険事業費は都道府県支出金、他会計繰入金、繰出金を除いている。
 資料：総務省（各年度）『地方財政統計年報』をもとに作成。

図4 地方自治体の民生費等の推移

¹⁰⁾ 一体改革関連の支出は、衛生費や教育費などに含まれるものもあるが、ここでは社会保障支出の主要な項目とされる民生費に着目する。



資料：総務省（各年度）『地方財政白書』をもとに作成。

図5 市町村民生費の性質別歳出の伸び（2008年度＝100）

東日本大震災への対応などにより国庫支出金割合が上昇し、一般財源割合が少しずつ減少している。その後、一般財源割合は60%代前半で推移するが、少しずつ増加の傾向にある。

図5は2008年度を100とした市町村民生費の伸びを支出の性質別に示している。民生費全体では2018年度に190と2倍近くにまで支出が増大している。そのなかでも歳出額の多い扶助費は2018年度に172.6となったほか、国民健康保険事業会計（事業勘定）、や介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計等に対する繰出金は132.2、さらに都道府県から後期高齢者医療事業会計や介護保険事業会計、国民健康保険事業会計への補助費は140.7と大きく伸びている。他方で人件費は98.8とほぼ横ばいである。物件費は140.4となっているが、その約8割が賃金または委託料である。非正規職員の雇用や、民間事業者等への委託や指定管理などにより、マンパワーを確保していることがうかがえる。

2 安心安全社会の実現に向けた地方自治体の役割と財政

以上のように、一体改革を通じた持続可能な社会保障制度の構築に向けて、地方財政における社会保障の充実分については見合いの財源保障が図られ、補助金等も増大した。しかしながら、それを担う人件費が確保されておらず、限られた職員で多様化、複雑化する行政課題に対応する必要性が生じていることがわかる。近年では、効果的なサービス給付体制を構築するために、住民ニーズを把握するとともに、当事者参加型での計画策定の実施、施策や事業の成果をKPIで評価することなども求められている。また、医療介護統合確保法や、子ども子育て支援新制度における子育て支援地域包括支援センターの構築など、多世代を対象に、多機関連携、多職種連携による対応も求められるようになってきている。行政にはその連絡調整を含め、多様な対応を担うことが期待されている。

[畑本・黒田（2018）]は、社会保障制度のなかで相談支援業務が拡大していることを踏まえた市町村の組織体制と職員配置について論じている。

また〔西村 (2018)〕は、地域の現場で多様な連携の形があることを指摘し、類型化を行っている。社会保障の形が、単なる現金・現物給付に留まらず、住民のニーズを把握し、必要な支援と結びつける相談支援へと広がりを見せるなかで、現金や現物の給付だけで対応を図ることは難しくなっている。地域の資源と人材を組み合わせることや、育成することも考える必要がある。しかしながら消費税増税分は給付に対する充当とされている。

社会保障制度の枠外での取組みも必要である。介護保険給付費をみると、介護予防のための地域支援事業の規模は2008年度から2018年度にかけて6倍以上に増加している。これに対し、〔藤山 (2019)〕は、コミュニティのつながりや、地域運営組織を通じたさまざまな地域づくりへの参加の場が多い地区において、要介護度が低い傾向にあると指摘したうえで、介護保険制度を活用した予防事業に留まらず、さまざまな社会参加とつなが

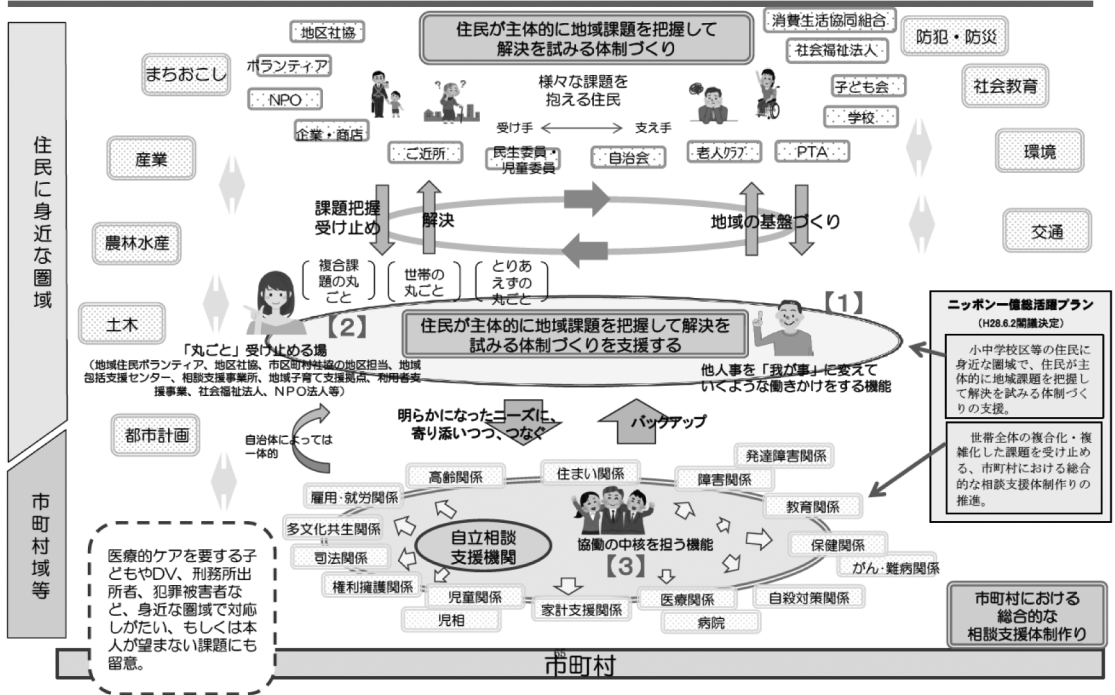
りの場が介護予防につながることを論じる。

3 公共私連携と自治体の社会保障

厚生労働省は「地域共生社会」の構築により、公共私連携を通じた多様な人々の参加を通じた安心安全社会の実現を目指す取り組みを進めている。図6は「地域共生社会」における包括的な支えあい体制のイメージを表したものであるが、こうした多様な担い手の連携による生活支援の取り組みは地域づくりの一環とみることもできる。

一人ひとりの暮らしの安心安全を考えると、医療・介護・保育などのサービス以外に、住居や買い物をはじめとする生活環境の確保や、その中で見守りあう場と関係の構築が必要である。それはいわば「地域づくり」であり、社会保障給付に収まるものではない。医療、介護、保育などのサービス確保とともに、暮らしを見守り支えるための総合的な給付や支援が多様な形で提供されてこ

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



資料：厚生労働省資料。

図6 地域における包括的なケアシステムのイメージ

そ、安心安全な暮らしが構築される。

このことはいかなれば、行政内部においても、住宅政策や商業政策などと福祉部門が連携しながら、トータルな地域づくりビジョンと計画を策定する必要性を説くものである。しかしながら、一体改革は、特定分野の社会保障給付について、財源手当てとともにサービスを拡大させることには成功したが、トータルな地域づくりという視点にたった財源保障というものではない。それについては歳出特別枠やまち・ひと・しごと創生事業費に加え、地方創生交付金など毎年度の地方財政計画により対応が図られている。先々の財政見通しが不透明かつ不安定な中で自治体の財政運営が行われている。

分権型地域づくりの一環として、社会保障政策を考えるには、地域の将来ビジョンを描き、そこに向けた対応を計画として策定する必要がある。10年後、20年後の目指す姿を描き、そこから取り組む課題を描いていくと、介護予防の形は大きく変わることも考えられる。こうした計画策定やビジョンづくり、その議論を行うための場の構築や情報共有のためのデータのオープンデータ化などに要する人員と財源の確保も必要である。[沼尾(2021)]。

4 地域間格差への対応

最後に地域間格差の問題について言及しておく。先述のとおり、一体改革では、地方税の偏在是正を含め、地方の所要財源を確保するためのマクロの財源保障に向けた制度改正が行われた。しかしながら、地方が担うサービス給付の水準や内容、保険料や利用料負担のあり方は、必ずしも一様ではない。

[安藤(2017)]は、地方単独事業の実施状況と自治体の財力との関係について分析を行い、乳幼児医療や就学援助などの水準は、財力との関係で説明できることを実証している。乳幼児医療や就学援助について、自治体の判断とするのか、国が一律で保障水準を定めるのかについては議論があるところだが、財力が自治体の給付水準に影響を与えるとすれば、社会保障制度の枠組みの

中で、全国的にサービス給付を行うべきものと、地域特性によって格差が生じることが容認されるものが区分され、それによって財源保障のかたちが規定されるべきであろう。社会保障一体改革を通じて、子ども子育て支援制度などにより、地方の補助事業は拡大している。しかしながら、地方単独事業のなかには就学援助をはじめ、ナショナルミニマムとして国がその財源を確保しつつ、全国的に一定の給付が求められる施策や事業もあるだろう。また、看護師や保育士などの専門職の不足により、財源手当てはあってもサービス提供が行えない地域もある。こうしたことを含めて、格差の実態と財源保障の在り方について、検討することが求められている。

一体改革が自治体に与えたもう一つの影響は、国民健康保険や介護保険をはじめとする保険給付費の拡大と保険財政の悪化について、公費を投入して地域間格差を是正する改革が進められた点である。国民健康保険では、財政の立て直しに向けて、都道府県が国保の保険者となり、財政運営の責任主体となる「国民健康保険の都道府県単位化」とともに、後期高齢者支援金の全面総報酬割導入等により従前から厳しい運営を迫られている国保財政の問題を解決することが目指されている。保険料の収納不足や医療費増加に対処するために財政安定化基金が都道府県に造成され、財政調整交付金を実質的に増額され、都道府県・市町村の医療費適正化に向けた取組等を支援する保険者努力義務制度の創設なども行われた。また、介護保険では、従来からの調整交付金制度や介護保険財政安定化基金制度などにより、保険料負担の格差を是正する措置がとられているが、介護保険財政全体を安定化させるために、介護納付金総報酬割の拡大とともに、高所得者の利用者負担割合の引上げが行われたほか、介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化が2段階に分けて実施されるなど、格差是正と負担の見直しを通じた保険財政の安定化に向けた改革が実施された。

このように、社会保険制度の不安定性を消費税等の公費で補う仕組みが拡大するとともに、保険制度における応能負担方式の拡大が進められてお

り、医療や介護を、地域を単位とする社会保険制度として支えながらユニバーサルサービスを確保することは難しくなりつつある。改めてこれらの費用負担について、抜本的な税・社会保険料体系の見直しが必要であろう。一体改革は完了したが、さまざまな地域課題に対応するための更なる財源確保について、考える時期に来ている。

Ⅶ むすびにかえて

これまで見たように、一体改革を通じて、地方自治体では、増大する社会保障支出を賄う財源の確保を通じて、子育て支援の充実や、医療・介護ニーズへの対応などが図られてきた。また地方財政計画においても、財源不足額は減少する傾向となった。

しかしながら、既に述べたように、特定のサービス給付を賄う財源は確保されたが、多機関・多職種連携や相談業務にかかわる人材の育成と確保をはじめ、多様で複雑化する行政ニーズを把握し、支援する体制の整備に係る財源は不足している。また、地方単独事業とされ、一体改革を通じた消費税による見合いの財源がない就学援助や乳幼児医療、生活困窮者自立支援事業などは、自治体によってサービス水準に格差が生じている。いわばナショナルミニマムともいえるこれらのサービスについては、国と地方事務権限配分や財政負担の在り方を改めて考えていく必要があるだろう。

さらに、自治体には、効率的な行財政運営を目指して、各種の計画策定や事業評価の実施が求められているが、地域の将来ビジョンを見据えた計画策定や事業について考える「場」と「関係」は十分に整えられているとはいえない。依然として縦割り型で、目の前の業務を処理する行政運営に追われる自治体も少なくない。

むろん、自治体のなかには、将来ビジョンを見

据えた地域振興策を模索しながら、担い手としての外国人住民受入や、ニーズ把握のための仕組みづくりを行っているところもある。だが、こうした仕組みが機能するためには、「専門システム」と緩やかなつながりの場（「弱い専門システム」）¹¹⁾ [大江 (2008)] との組み合わせが重要であり、またSNSなどを介した多様な情報伝達手段を確保することも必要である。

政府は地域共生社会の実現に向けて、公共私の連携を通じた安心安全な暮らしの確保を掲げるが、ニーズの把握、事業者の連携と担い手確保、多様な主体の連携と協働には、専門職による連携以外にも、地域の中でさまざまな関係者が情報共有と連携を図るため環境が求められており、その人材と資源の確保が必要である。

こうした地域における人々のつながりや経済循環のなかで社会保障システムをデザインする必要がある。このような自治分権型の地域づくりを担う財源として、歳出特別枠やまち・ひと・しごと創生事業費などが手当てされているが、安定財源ではないことに加え、規模に限度があり、自治体では安定的、継続的な人材育成や雇用を図ることが難しい状況にある。地域の基盤づくりを支える財源確保に向けた議論が必要となる。

さらに、2020年の新型コロナウイルス感染拡大は新たな行政課題と財政需要を生み、同時に、人材不足への対応や連携の場の構築といった地域課題を浮き彫りにした。巨額の公債発行により、国・地方財政はますます厳しい状況に立たされている。社会保障制度の見直しと併せて、財源確保に向けた負担の見直しは待ったなしといえる。

主要参考文献

- 安藤道人 (2017) 「自治体の財政力が地方単独事業費、子どもの医療費助成、就学援助に与える影響：Double-LASSO回帰による分析」『社会保障研究』第1巻第4号。
大江守之/駒井正晶編 (2008) 『大都市郊外の変容と

¹¹⁾ [大江 (2008)] は、医療や介護などのシステムが、制度的基盤の上に用意され、また市場によるサービス供給がその一部を構成する専門システムであるとしたうえで、これらは、家族等によって補完されることで、当事者がそれを十全に受け止めることができるとする。しかしながら単身高齢世帯や、老々介護世帯の増加とともに、家族の補完が難しい状況にあって、それに対応する「弱い専門システム」が必要であると論じる。

- 「協働」慶応義塾大学出版会。
厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部
(2017)『『地域共生社会』の実現に向けて』。
小西砂千夫(2020)「令和2年度地方財政計画と社会保障」『地方議会人』第50巻10号。
———(2019)「平成31年度地方財政対策と伸び続ける社会保障給付への対応」『地方議会人』第49巻10号。
飛田博史「地方財政計画の歳出特別枠等の10年 —特別枠の経常経費化と地方創生への質的变化—」『地方財政レポート2018』第7章, 地方自治総合研究所。
中里 透(2018)「地方消費税の配分と清算基準のあり方について—平成30年度改正の評価と影響試算—」『会計検査研究』第57号。
西村幸満(2018)「福祉サービスにおける連携の類型化」『地域で担う生活支援 自治体の役割と連携』第5章, 東京大学出版会。
沼尾波子(2021)「『公共私連携』から考える自治体行財政運営の課題」『都市社会研究』第13号。
畑本裕介・黒田有志弥(2018)「市町村における組織体制と職員配置—変遷と課題—」『地域で担う生活支援 自治体の役割と連携』第2章, 東京大学出版会。

(ぬまお・なみこ)

Comprehensive Reform of Social Security, Tax and Local Government Finance in Japan

NUMAO Namiko*

Abstract

This paper examines the impact of the comprehensive reform of the social security and tax system on local government finances and the administrative and fiscal management of local governments in Japan. Even though the national government has guaranteed local funds for added social welfare services through the reform, it has been done with certain controls on spending. This has led to a burden on local public management with less autonomy. Furthermore, there is added welfare spending on the increasing growth rate of the elderly population, as well as on welfare for disabled and the public assistance program, which are not covered by the amended consumption tax. To offset this increase in expenditure of local government, there has been local tax reforms and a review of local allocation tax resources, as well as investment and personnel cost restraints, to ensure adequate financial resources. However, there is a lack of human resources, information sharing resources and cooperation between public and private sectors. The outlook is unclear when it comes to identifying needs, securing cooperation among business operators and bearers, as well as collaboration among diverse entities. It is necessary to design a social security system in the context of building regional economic cycles, and to secure financial resources for this purpose.

Keywords : Comprehensive Reform of Social Security and Tax, Consumption Tax, Local Public Finance, A Guarantee of Local Financial Resources, Public-private Partnership

* Professor, Faculty of Global and Regional Studies, Toyo University